

標本誤差と非標本誤差について

西村統計委員会委員長の総務委員会における発言

「毎月勤労統計は、調査対象になる事業所が一定期間ごとに入れかわるという標本調査であるという特徴があるわけです。そのため、本系列と共通事業所の系列というのは、どれも標本調査でありますから、それに付随する標本誤差というのがありますし、それから、いわゆるサンプル脱落、いわゆるサバイバルバイアスというのがあるわけですが、そういったことによる非標本誤差もありますし、それから、それぞれの標本の、例えばこの場合、大規模事業所であれば大規模事業所が、本来ならば全数だったんですが、それがサンプルにしてあるために、その大規模事業所のサンプルが変わるというのは非常に大きな影響を与えることもあるわけですね。だから、そういったものを含めて問題点がある、誤差という問題点がある。これは、本系列も、それから共通事業所系列についても同じようにある。もちろん程度の差はありますけれども、同じようにあるということになります。この誤差の差というのを定量的に分析してどこまで考慮するかというのは、これは、私が統計をつくっているわけじゃありませんので、統計作成者の判断という形になりますが、それは厚生労働省の判断という形になると思います。その際に重要なのは、定量的であるということが重要で、やはり、こうすればこういうような差が出てくる、例えば共通事業所の系列から得られる誤差の大きさ、それから本系列から出てくる誤差の大きさ、この誤差というのは何に対する誤差かということが重要ですね。この場合の誤差というのが重要だというのは、先ほど申し上げました、それぞれの個人、本来ならば個人の賃金がどう変化したか、その変化をしたということをいわば推計しているわけですから、その推計に関しての誤差の大きさ、それを比較するということが重要になるわけです。」

(平成31年4月9日衆議院総務委員会議事録より)

○標本誤差について

- ・共通事業所の平均給与の標本誤差はどのように評価するのか。(本系列の平均給与の標本誤差と同じ評価でよいか。)
- ・平均給与の変化の標本誤差はどのように評価するのか。

○非標本誤差について

- ・共通事業所の給与の非標本誤差のとして特有のものとは何か。
- ・共通事業所の平均給与の偏りをどのように考えるのか。